

全国民闘連ニュース

第70号

1992年

9月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



昨年5月、大阪連絡会は常勤講師採用
させないよう文部省交渉を行った。

目次

- | | |
|--------------------------------|------|
| ●教員採用の国籍条項撤廃と任用差別をめぐって | P 2 |
| ●討論の広場 在日するものの参政権(日本のアジア化のために) | P 5 |
| ●各地のたより | P 8 |
| ●在日韓国・朝鮮人運動史入門 | P 10 |
| ●おすすめの1冊 | P 11 |

教員採用の国籍条項撤廃 と任用差別をめぐって

在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会 岡義昭

Q⇒前に、「大阪方式」の評価を中心にしながら、主に行政部門の公務員採用について話をしてもらったわけですが、今回は教員採用の問題について、「覚書」以後の動きとこれからの展望みたいなところで話してもらいたいんです。

A⇒「覚書」を受けて、文部省は昨年3月22日付、各都道府県・指定都市教育委員会にあてて、「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」という通知を出しました。この通知によって、全国一律に教員採用試験の国籍条項が撤廃されたわけです。すんなり考えれば、これで、教員採用の国籍条項撤廃という課題は達成されたということになるんですけど、文部省もただじゃ起きないわけで、新たに難題が出てきたわけです。

つまり、「教諭」はダメ、外国籍だったら「常勤講師」という、任用差別制度と国籍による差別のリンクの問題、つまり、「受験可・外国籍—常勤講師」方式です。そしてそれに関連して、これまで国籍条項がなく、「教諭」としての採用実績のある教育委員会に対し、水準切下げの圧力がかけられたことです。

Q⇒そうしたプラスの面、マイナスの面

をひっくるめて、この「通知」をどう評価するかという問題があると思いますが、A⇒この「通知」に対して、同じく3月22日付で、公務員採用の国籍条項撤廃連絡会としての見解を出したんです。ちょっと乱暴な要約になりますが、

- ①国籍を理由とした「教諭」と「常勤講師」の区分は、あらたな分断を現場にもたらす。
- ②「同一労働・同一賃金」の原則は厳密に守られねばならない。
- ③現に勤務している外国籍教諭に対する不利益がもたらされることを容認しない。
- ④従前の見解、自治省の姿勢との比較において、受験の途を開いたことは評価する。

というものです。④については議論がありました。国籍による差別を制度的に固定化しようとする文部省のやりかたを条件つきにせよ、肯定的に評価するというのは業腹だというのが、やはりあるわけで…。ただ、ぼくらが意図したのは、文部省をほめてやろうということじゃないんで、文部省の変化の中身と自分たちの運動の到達点をきちんと確認すべきだということなんです。前提になる考え方

新 聞

1991年3月22日
文部省は在日外国人
を常勤講師で採用す
るよう各教育委員会
に通知した。

文部省は二十二日、公立学校の教員採用試験を日本籍に限定する国籍条項を廃止し、在日外国人に常勤講師採用の道を開くよう各都道府県・政令指定都市教育委員会に通知した。今年初めの日韓首脳会談で決着した「在日韓国人法」の地位・待遇改善問題に基づき、他の在日外国人も含め今夏の試験から適用される。教員は学校教育法上、教諭とそれに準じる講師に大別される。国はこれまで期限が限定され身分が不安定な非常勤講師しか外国人の採用を認めなかった。常勤講師は授業など教育指導面や身分保障では教諭とほぼ同等。しかし「校長の行う公務の運営に参画」し管理職になれる教諭については、「公務員に関する当然の法理」として外国籍者は今回も認めていない。外国人教員はこれまで自治体が独自に判断した形

1991年3月23日

公立学校の常勤講師採用

在日外国人に開放

文部省通知

で一部非常勤講師以外でも採用されている。文部省の八八年調査では、教諭が三十三人(うち在日韓国・朝鮮人二十九人)、常勤講師

二人。

というか、合意としては、マイナスの面があって割引かれるにしても、採用試験から国籍条項が撤廃された意義は大きいし、運動環境も変化した、新たな国籍による差別を撤廃していくためには、その運動環境の変化にそくした運動の組立てが必要じゃないかというのがあったわけです。

Q⇒いま言った「文部省の変化の中身」というのは、具体的にはどういうことですか？

A⇒「文部省の変化」といっても、「常勤講師」での採用という留保がある以上梁弘子さんの教員採用問題の時の「新・長野方式」と同じじゃないか、むしろ後退じゃないかという評価の仕方はあると思います。しかし、今回の事態は、文部省からすれば、個別事例であるからこそ許容した「新・長野方式」を全国化・普遍化するものですから、施策の根本にかかわる制度的変更であり、運動との関係

で言えば、一定の譲歩と後退の局面に入ったことを意味していると、ぼくなんかは考えています。

それからもうひとつ、文部省版「国民教育」論が維持できなくなったということがあります。長野県の梁弘子さんの教員採用問題以降の流れの中で見ると、外国籍教員を拒む論拠と「当然の法理」は文部省にとって実は建前であって、その

朝日新聞 (大正)

1992年(平成4年)6月11日

木曜日

外国人教員

大阪府・
市教委

文部省通知で転換

教諭から
常勤講師に

[illegible]

文部省
実績県には後退迫る

期限を付さない常勤講師は、給与などの待遇や定年までの雇用を保障している点で教諭との差はない。と教委は説明しているが、教育課程編成の基本方針や教育目標の設定など「公の意思形成」には参画（指導専任）は教委のすることではできず、校長、教頭、主任への道を閉ざされる。ただ、職名の「教諭」

管理運営規則に明記、公式に位置づける。

同教委によると、現在、教壇に立っている十人については、教諭ののままにするという。

文部省が外国人を教諭に

採川しないよう指導する中で、全国で最も多い約十八

項を設けていた自治体によつては門戸開放につなが

与えよう
文部省

た。

たので

もった。

配線を示し

は「

日本
省版

です

文部省の意図してきたものは、教壇から外国籍の者を排除したいということであって、「当然の法理」は、そのために使う論理なんです。そうした意図が、少なくとも、採用問題においては、放棄されたということの意味は大きいと思います。

Q⇒最後に、今後の展望ということになるかと思いますが、「運動環境の変化にそくした運動の組立て」ということについてもう少し…。

A⇒文部省からすれば、意図せざる結果ということになるんでしょうが、この制度的変更の結果、職場から当事者が声をあげ、外国籍教員の横断的な共同の力を、拡大基調の方向において作りだしうる基盤が形成されたわけです。そこんことをうまく生かしていかないと…。

当事者を中心とする広範な議論の中から、当局からの同化の圧力を阻み、任用差別制度と国籍による差別の制度的なリンクを打破し、さらに任用差別制度そのものを撃つ、職場からの運動を作り出すこと、そしてそれが、これまでの運動展開と結合したときに、次の新たな運動局面に進むことができるはずです。

たしかに、口で言うほどたやすいこと
じゃないかもしれません。しかし徐々に
であるにせよ、実現されようとしている
ことでもあるわけですから、樂觀主義と
言われることもあります。けれども展
望は明るいのじゃないか、ひとまわり、
ふたまわり大きな運動にしていけるって
思っています。

背景には、公教育は「国民」教育、その担い手たる教師は日本国民でなければならないとする文部省版「国民教育」論が存在していたわけです。言いかえれば、

討論のひろば

在日するものの参政権(日本のアジア化のために)

在日外国人の参政権を考える会・福井 李龍海^{イ・ヨン・ヘ}

歴史とは支配被支配構造の変容そのものである。抗と反逆に対し、抑圧と妥協を織り混ぜながら、その権力と富と権威の維持固定化を画策する。その破綻が歴史を結節するのだとしたら、この世の支配者ほど“歴史”を嫌悪する者はいないのではないか。

暴圧による支配秩序の維持が、独裁的ファッション体制の専売特許であるなら、差別と分断は、民主々義的擬制体における支配関係固定化の、一般的手法であるだろう。一国の支配層は、支配秩序の外部存在、“はみ出したる他者”を社会階層の最低辺に組み敷き、イデオロギー的価値秩序の貫徹の中で、反価値＝「賤」「穢」「卑」「悪」等を彼らの社会的実態(職業、生活様式等)として遮蔽することで、その支配体制を維持、強化する。その中間に位置する大多数の被支配民衆は、非差別者の存在をその日常の中に嗅ぎ分けることで、“国民”として自らを観念化できる。“国民”として国家に統合され、支配との観念的一体化をとげ、権力への抵抗を棄捨する。いわば汲めども尽きぬ“肥やし”である。

つまり差別からの真の解放とは、このような支配と被支配の磁場において、初

めてその本質を確保できるものであろう。支配手段の無効化と支配関係の組み替えまでにその運動の錨を下ろせぬのなら、私たちの“歴史”とはこの地に存在しないのではないか。在日する者の真の人間解放の理路を、自らの被支配の磁場に求めることに何らの躊躇も必要ではないだろう。国民観念に呪縛された人々との連帯も、まさにその地平にあるはずなのだ。

戦後もなお、アメリカの世界戦略のアジアにおける一つの橋頭堡として延命できた日本の支配観念＝天皇制イデオロギーは、日本の価値体系の頂点に、現在も君臨し続けていることは言うまでもない。「貴」「浄」「尊」「善」等、芸術・学問の領域においても、“叙勲”によってその価値階梯上の優位を固定化している。対極の反価値をおしきせられ、その価値体系の末端に拘引される被差別部落民と「在日」等にとって、差別とは、支配する者にそれらの価値を収奪、独占されることでもある。そして、その奪われた価値軸の周囲に、腐肉のようにまとわりついたものが、排外的単一民族主義であろう。日本の国民統合イデオロギーの源泉がこの“腐肉”にあり、その醜態の前では、優越観念としての自由、平等、人権

思想は風に消し飛ばされる霧のようなものに過ぎない。そしてそれはまた、日本の近代化を見事に貫いて、対アジア支配志向の国内的土壌であり続けてきた。

在日韓国・朝鮮人は、日本社会の底辺に編み込まれた“内なるアジア”として覇権イデオロギーとしてのアジア蔑視意識を、その刃の先端で受け止めてきた存在である。“内なるアジア”を差別構造に汲み込むことで、日本は自らの覇権主義を担保しえてきた。国内支配とアジア支配、このいわば二重の荊冠の重さに、「在日」の頭蓋は苦嘆してきたのだろう。日本の支配層にとって、これはこの上なく“おいしい差別”であり、そのすべてのテーブルを“拭き清め”て来たものが何であるかは、もはや再言するまでもない。

冷戦体制の終焉を彩るように、世界はその古びた地図を焼き尽くし、その火炎の中に新たな姿態をあぶりだそうとしている。いま、歴史が私たちに要請しているものは、腐臭を放つ国民統合観念の解

体以外ではない。ならば、在日が獲得すべき参政権（国政、地方を問わず）とは、納税者たる市民としてのベーシックな権利に止まるものではなく、獲得して始まる創造的権利であり、参加によって変革を遂げるための抵抗権であろう。それは、「在日」の民族的、人間的諸権利を、様々な次元で実現するための基本的方途であるばかりではない。被支配、非差別の磁場から、真の戦後処理を日本に迫り、社会機構の基軸を多文化共生社会へシフトさせる、過去と未来、二つの領域に開かれた歴史の扉でもある。天皇、日の丸、君が代、靖国等の日本の伝統的国民統合手段を無力化させ、支配構造の変容を促さずにはおかない、私たちとこの国の支配層両者にとって、何物にも代えがたい、それは人権と支配の“最終の砦”であるとも言える。

PKO法案制定によって軍事進出の合性を獲得した日本の支配層は、こんどもその覇権主義と排外主義を、陳腐かつ強力なナショナリズムの宣揚を担保として



1991年5月2日
福井で地方参政権を
求めて裁判が起こさ
れた。
出廷する原告団

戦略的に維持、拡張しつつ、その支配と拡張のスケープゴートとしての「在日」を、この“バベルの塔”の、地階に吹き溜まるダストタンクの間に、どこまでも束ね続けるだろう。その動向が“アジアの日本化”の再現であるなら、この“地域”という日本のはらわたの内壁から、鮮明にそして広々とした“日本のアジア化”をもたらすべき、力強い対抗作業が私たちに迫られているはずだ。“内なる天皇性”の呪縛を解きほぐし、人人の胸に、“内なるアジアの痛み”が受胎すること、そのために、日本の最深部に分け入ったアジアの肉体=在日が、この国の差別・排外主義の温床である政治、行政領域に意識的参画をとげること、それは在日が抱え持つ歴史の負性が、逆説的に要請する責務でもある。

私たちは今、紛えようもない歴史の結節点に立って、過去の黒々とした血溜ま

りからの絶叫を聞いている。それは戦後補償要求という、いわば耳慣れた観念的言辞ではない。私たちには、それを、ただひたすらに歴史の暗渠に響き渡る、譬えようのない叫びとしてしか聞く事を許されてはいない。その苛烈な喪失を、その声のすべてをここに、この足元の間に匂いたつ腐敗に向かって開ききってゆく酷薄なまでの意識の覚醒でありたいと願う。

投稿をお待ちしております

討論の広場では、読者のみなさんの投稿をお待ちしております。

ひとつのテーマにもとづいて、読者のみなさんの意見や主張を掲載していきます。現在『在日韓国・朝鮮人の参政権』で討論中です。ぜひお寄せ下さい。

詳しくは事務局まで。

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

さて、全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。

是非、購読よろしくお願ひいたします。

〔購読料〕年間3000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」



各地のたより

高槻むくげの会20周年

高槻むくげの会指導員 鄭芳美
チョンバンミ

高槻むくげの会は、青年サークルむくげの会から始まり今年で20年を迎えました。その記念行事として様々な行事を企画し行いました。

4月から7月にかけて4回の連続講座(のべ200人が参加)。8月には高槻まつりにて農楽パレード(小・中学生、高校生、青年、オモニ、教師50人が参加)、9月には式典及びパーティー(事務局を含め300人が参加)。10月にはマムルーリチンスェの特別公演(1000人の参加)、そして、20周年の記念冊子の作成といった内容です。

これらの取り組みを進める中、いろいろなことがありました。若い世代ががんばろうということで、青年部がむくげの会20年のあゆみのスライドとパネルの作成にあたりました。あまりまとまりのない青年部は、ケンカが絶えませんでした。が、毎晩遅くまで作業を共にし、仲間関

係も深まったように思います。

取り組みの中でエネルギーな姿を見せてくれるのは、オモニたちでした。高槻まつりのパレードでは、チョゴリ姿でビラまきを、そして、大きな声援はとても励みになりました。また、パーティーでは腕によりをかけて料理を作ってくれました。

20周年の取り組みで新たに感じたことは、アボジたちの存在です。式典及びサムルノリ公演において力強く支えてくれたのは、アボジたちでした。たくさんのかことを書けないのが残念ですが、一番私にとってよかったと思うことは、たくさんの方の顔や姿を見ることができたということです。たくさんの方がいて、今むくげの会があるんだということです。

一連の行事を進めてこれたのもたくさんの方々のご協力とご支援があったからこそ出来たことと思います。本当に有難うございました。

最後に、20周年記念行事の取り組みを終えて、今民族文化に対する感心の高まりを感じます。単に民族文化に出あったのではなく、自分の中にある民族(韓国・朝鮮)と出あったのではないかと思います。サムルノリ公演のあとで一人の

アボジが言っておられた「やっぱり韓国人に生まれてよかった。」この言葉はとても重たかったです。そして、「韓国ってすごいなあ。」と、ある子が言った時、本当にこの取り組みができてよかったと思いました。

「民族だからおもしろい」そう思えるよう、取り組みを進めていきたいです。

不十分な点には触れていませんが、課題の多いむくげです。そのこと自覚し、かんばっていかねばと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。

尹奉吉暗葬地跡保存運動

指紋押捺問題を共に考え学ぶ
金沢市民の会
村田 進

私達の会は、この1年は尹奉吉(ユン・ボンギル)の暗葬地跡保存の運動に没頭してきました。

彼のことを知ったのは3年前。地元在住の在日朝鮮人1世からです。

尹奉吉は韓国では誰もが知っている独立運動の英雄。上海事変直後の1932年4月29日に、上海で行われた旧日本軍戦勝祝賀式典の壇上に爆弾を投げ、日本軍司令官らを殺傷する行動を起こした人物です。上海派遣軍の主力が金沢に置かれていた第9師団だったため、同年12月19日、彼は金沢で銃殺され、埋葬されました。

しかし、その遺体は、旧陸軍基地の前の崖下の通路に密かに埋められ、13年後に在日朝鮮人に発掘されるまで踏みつけにされ、今もその場所が通路兼ゴミ焼き場に使われていたのです。この事実を知り、死者への冒瀆に衝撃を受けるとともに、侵略の歴史が反省されることなくまさに闇から闇に葬り去られている現実を見せつけられる思いでした。そこで、学習会・現地見学・パンフレット作成(今年5月に完成)の準備を経て、行動を起こしました。

まず、心に刻む金沢集会世話人会やカトリック有志、真宗大谷派有志に呼びかけて、『ユン・ボンギルの暗葬地跡を考える会』をつくり、今年4月から金沢市と話し合い。(暗葬地跡は市有地)この9月に、土地は市が無料で貸し、保存工事は会がやることで合意しました。風雪に耐え、みすばらしくないものをということで、自然石の碑や案内板を設置するため、予算が200万円になりました。工事完了日程を今年の命日として募金を集めていますが、まだ、目標には達していません。皆さんの御協力をお願いします。完成した後は、暗葬地跡で農楽や劇をやってもおもしろいし、また、「ユン・ボンギルとその時代」をもっと掘り下げて地域の人と考える活動ができればと考えています。

(募金額) 1口千円(何口でも可)

(振込先)「ユン・ボンギルの会」

郵便振替「金沢6・38316」

在日韓国・朝鮮人運動史入門

1. 運動の胎動——1910年代

朝鮮人が日本に多く住むようになるのは、1910年の韓国「併合」以降である。それ以前は留学生や外交官などが主で、その人数も1909年で790人であった。

しかし、韓国「併合」により、朝鮮人に対する入国制限が緩和されたこと、第1次大戦時の高景気により労働力が不足したことが要因となって、朝鮮人が多く日本に渡航するようになり、在日朝鮮人の歴史が始まる。

1910年代には多くの朝鮮人が労働者として渡航し、1910-19年代の渡航者は十数万人と言われるが、帰還者も多く、1919年には2万8千人であった。

運動の面では、この時期に在日朝鮮人の労働団体が数多く結成されている。主な団体としては、在阪朝鮮人親睦会、東京労働同志会、朝鮮人兵庫懇親会などがあり、相互の親睦、扶助、啓発などの活動を行った。

また、各地の炭坑、工場で朝鮮人労働者のストが行われ、1918年の「米騒動」にも多数の朝鮮人が参加している。在日朝鮮人の労働争議の主な原因は、民族差別などの朝鮮人労働者に対する不当な差別にあった。たとえば、福岡県の大里ガラス製造工場では日本人労働者の賃金が最高1円、最低15銭、平均35銭であるのに対して、朝鮮人労働者は最高

45銭、最低15銭、平均25銭であった。そして、炭坑などで朝鮮人は最も危険で苛酷な労働を強いられた。

この時期の在日朝鮮人の労働争議は自然発生的な性格のものが多かったが、やがて日本の労働運動の発展とともに、在日朝鮮人労働者の運動も組織的、全国的なものに発展していく。

また、1910年代には留学生、キリスト教徒、知識人を中心に多くの民族団体が組織されている。その主な団体としては、東京朝鮮キリスト教青年会、東京朝鮮留学生学友会、京都朝鮮留学生親睦会などがあり、弁論大会、運動会などの活動や機関誌の発行を通じて民族の権利を主張した。

そして、1917年のロシア革命は世界の革命運動、労働運動に大きな影響を与えただけでなく、民族解放運動の発展を促した。また、アメリカ大統領ウィルソンの提唱した民族自決主義の影響もあり、在日朝鮮人留学生、知識人たちの独立運動も勢いを増した。

1919年2月8日に、東京朝鮮キリスト教青年会館に約600人の留学生が集まり、独立宣言書が朗読され、決議文が採択された。集会は警察によって解散させられ、多数が検束された。2・8独立宣言は本国での3・1独立運動の先駆的役割を果たし、朝鮮人留学生も多くが帰国し、3・1独立運動に参加するなど留学生の果たした役割は大きかった。

📖おすすめの1冊📖

「在日朝鮮人の就労実態調査

——大阪を中心に——

著 者 在日高麗労働者連盟

発 行 新幹者

1992年9月



本書は同連盟が1980年、1984年、1991年の3度にわたって実施した在日韓国・朝鮮人就労実態調査の報告書である。1984年の神奈川県での実態調査(「日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人」明石書店刊)とならんで、在日朝鮮人の生活実態差別構造を知る上で貴重な調査といえる

本調査は京阪神に住む在日韓国・朝鮮人を対象にしたアンケートで回収件数は365県である。本書も認めているように「少し回答者の偏りがある」と思われるが、結果の多くが神奈川の調査結果とほぼ一致していることから、妥当な調査結果と考えられる。

調査結果から明らかなことは日本社会における在日韓国・朝鮮人の位置づけである。大企業——中小企業——零細下請企業という、いわゆる系統支配の中で、その最低辺に零細な在日同胞企業が存在している。(「製造業の62.7%が30人未満の中小零細企業で働いている」「職場の同胞数は、『同胞のみ(20.6%)』と『同胞過半数(23.3%)』が全体の43.9%」)。労働条件についても、「月給制が63.8%と少ない(80年の日本の全産業

平均、月給制85.3%)」「『残業手当がすくない』が39.2%」「年間収入は、大阪府の平均に比べて、男性の34才以下を除いてどの年代も年収が50~100万円程低い」など差別の実態が明らかである。

このような差別構造を温存してきたのは、まさに民族差別である。就職方法については、「『学校紹介、職安紹介』が全体の17.1%と少なく、『友人・知人、親・親族の紹介、家業だから』が全体の59.7%と過半数を締め、縁故関係がやはり多く、学校紹介が圧倒的に少ない。」。大阪市生野区のような朝鮮人集住地区に多くの同胞経営零細企業が集まり、行政や教育の無策により、同胞が代々そこで働かざるを得ない構造ができるという累積的差別こそが日本における韓国・朝鮮人差別の根源である。そのような差別を改革する手段としては、行政の積極的指導による日本企業の韓国・朝鮮人の積極的雇用、行政自身による韓国・朝鮮人の積極的職員採用(国籍条項撤廃が前提)韓国・朝鮮人企業への特別融通制度の創設等が必要である。その前提として、行政事態が差別実態調査を行うべきである

第2回在日の戦後補償を求める裁判

在日韓国・朝鮮人元軍人・軍属の戦後補償を求める第1回裁判が10月19日午後、東京地裁511法廷で開かれました。この日の裁判は2時に開廷され金敬得弁護士による訴状の陳述が行われました。金弁護士は、この戦後補償裁判が「日本政府の道義が問われている法律以前の問題である」と指摘した上で戦傷病者戦没者遺族等援護法の戸籍要件・国籍要件が法の下での平等を規定した憲法、そして社会保障における内外人平等を規定した国際人権規約にも違反すると陳述。さらに1965年の日韓請求権協定は、個人が持つ請求権までも放棄しないと述べられました。

また、当事者である石さんが陳述に立たれ、「『内鮮一体』という美名のもとで皇軍の兵士とされ、南方へ送られた」「『日本国籍を有しないものは当分の間、法を適用しない』というが、50年もたっている」「国際貢献というが戦争の後始末をしてからにしてほしい」と話されました。

陳さんは「東条英機、天皇に言われることはすべてやったが、今から思えばすべてうそだった」「外務省に行っても厚生省に行っても、日本は逃げてばかり。日本の罪は富士山より大きい。やったことは素直に認めて、することはしてほしい」と、裁判官を見つめて訴えられました。

当事者のお二人はすでに高齢に達しています。一刻も早くこの裁判に勝利しなくてはなりません。

第2回裁判にも、より多くの方々の参加を呼びかけます。

●とき● 1992年12月14日(月)11:00~

●ところ● 東京地裁511法廷

●傍聴券● 10:30から抽選があります

<お問い合わせ>

在日の戦後補償を求める会

〒210 川崎市川崎区桜本1-8-22 TEL044-288-2997